

平成30年度第1回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2018年（平成30年）5月29日（火）9：30～正午

会 場：藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

出席者：石渡代表、齊藤副代表、小野田委員、加藤委員、北坂委員、木村委員、  
郡部委員、櫻井委員、島村委員、新城委員、曾根委員、高橋委員、  
高山委員、田中委員、手島委員、戸高委員、濱坂委員、船山委員、  
前田委員、村松委員、山田委員、横川委員

計22名

事務局：片山福祉健康部長

福祉事務所長兼生活援護課長（矢後）

福祉健康総務課長（蓑原）

地域包括ケアシステム推進室（平井、三ツ井、一瀬）

子ども家庭課（大庭、安田）

障がい福祉課（安孫子、鈴木（隆）、加藤、寒河江、佐藤、鎌田、  
鈴木（純）、鈴木（俊））

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計17名

欠席者：木原委員、小林委員

傍聴者：4名

（事務局：安孫子参事）

皆様おはようございます。定刻となりましたので、平成30年度第1回藤沢市障がい者総合支援協議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます障がい福祉課の安孫子と申します。よろしく願いいたします。それでは、本日も傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、入室をお願いいたします。傍聴の皆様には、協議会の円滑な進行にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。それでは改めまして、協議会の開会にあたり、片山福祉健康部長よりご挨拶を申し上げます。

（事務局：片山健康福祉部長）

皆様おはようございます。本当に今日はお忙しい中、ご出席くださいましてありがとうございます。平成30年度に入りまして、だいぶ経ちますけれども、今日が第1回目ということなので、改めて今年度もよろしく願いいたします。今日の議題にも出てくると思いますが、昨年度、藤沢障がい者プラン「きらりふじさわ2020」中間見直しの作業がございました。本当に皆様方のご協力

のおかげで、立派な冊子になりました。よくあるのですが、こういう計画を作るとき我々行政というのは作るのが一つの目的になってしまって、そこがゴールになってしまう事があるのですけれど、そうではなくて、ここからスタートさせて、実効性あるものにいかにしていくかが重要になってくると思っています。まだまだ計画の見直しができたといっても、取り組まなければいけない新たな課題が山積みになっております。なかなか進まない部分もございませけれども、着実に一步一步前に向かって取組を進めていければと思っています。そういう意味で、皆様方には引き続き活発なご議論を、本当にあらゆる方面から活発なご意見ご提案をいただければと思っていますので、時間は長くなるかもわかりませんがよろしくお願いいたします。

(事務局：安孫子参事)

ありがとうございました。時間が経ってしまったのですが、4月1日付けで人事異動がございましたので、事務局で人事異動に伴う職員だけ紹介させていただきます。福祉事務所長兼生活援護課長の矢後でございます。次に障がい福祉課課長補佐加藤です。同じく障がい福祉課主任鎌田です。子ども家庭課主任安田です。今年度から、障がい児の事務が子ども家庭課に移りまして、もともと障がい福祉課におりました安田が異動になっております。それでは、議事に入らせていただきます前に、委員の皆様のお出席状況及び資料の確認をさせていただきます。

(事務局：鈴木(純) 主査)

本日、木原委員と新しく委員になられました小林委員から、欠席のご連絡をいただいております。続いて配布資料の確認をさせていただきます。資料1-1平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会関連図(案)、資料1-2平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会実施計画(案)、資料1-3平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会委員名簿、資料1-4平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会検討スケジュール(案)、資料2-1平成29年度計画検討委員会・専門部会実施報告、資料2-2平成30年度計画検討委員会・専門部会実施計画(案)、資料3-1藤沢市地域生活支拠点等の整備に関する取組(案)、資料3-2藤沢市居室確保事業の概要(案)、資料3-3藤沢市における「地域生活支援拠点等の整備」の考え方(参考)、資料4「本人の意思決定支援を尊重した支援」に関する取組について、このほかに、当日配布資料といたしまして、平成29年度第4回藤沢市障がい者総合支援協議会会議録(案)を委員の方にお配りしております。ご確認いただきまして、修正等ある場合には6月12日までに事務局までご連絡ください。この他に、資料1-4の補足と法人協議会の20周年記念誌、平成30年度の喀痰吸引等第三号研修開催のお知らせの資料を配布させていただきます。不足等ございませんでしょうか。以上と

なります。

(事務局：安孫子参事)

それでは議事に入らせていただきます。なお、会議の記録を作成する関係上、録音させていただきますことを予めご了承ください。ご発言の際には、マイクをお届けしますのでお名前をおっしゃってからご発言くださいますよう、お願いいたします。ここからの進行は、石渡代表にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

(石渡代表)

皆様おはようございます。今年1回目ですけれども、またよろしくお願ひいたします。今日も議題が盛り沢山ですので、早速議事に入らせていただきます。まず最初に平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会についてということで、資料の1-1から1-4までを事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主任)

資料1-1から1-4を使いまして、お話しさせていただきます。まずはA3縦長のもので、資料1-1、こちら関連図でございます。昨年までも似たような、これの基になるようなものを説明させていただいていたと思いますので、本日は主に変更点をお話しさせていただきます。こちらの図の右上に神奈川県自立支援協議会という枠がございますけれども、その下4つ目、行政関係という部分があると思います。こちらの枠の中に、今年度は医療的ケアが必要なお子さんの対応を視野に連携を図るという意味で、藤沢市母子保健推進協議会専門部会及び小児在宅療養支援部会を追加させていただいております。今お伝えした行政関係の枠のすぐ下の部分に、関連審議会というものを付け足しております。これは、昨年度、行政関係に含まれていたものなのですが、藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会を外出しにさせていただきまして、更に差別解消法のスタート、そして計画の推進体制において更なる情報共有と連携強化を図るという意味で外出しにいたしました。続きまして図の中央からやや下の専門部会という大きな括りがあります。こちらの左下部分、相談支援部会というのがございますが、こちらの枠の中には、これまでと違って委託相談支援事業所連携会議というものを内包させていただいております。こちらの委託相談支援事業所連携会議におきましては、委託の相談支援事業所の方々に集まっております。委託相談支援のあり方や地域課題の整理、そしてこれまでワーキングチームとして扱ってきた地域生活支援拠点等の整備についての訪問支援などを継続して行く予定になっています。大枠といいますか、こちらを含めた相談支援部会につきましては、昨年度ワーキングチームで扱ってまいりました地域生活支援拠点等の整備についてを、継続してこちらの部会の中で検討させていただく予定です。更に、委託相談支援者連携会議において抽出されました、

藤沢市の地域課題につきましても、こちらの相談支援部会で検討していきたいと考えております。最後になりますけれども、図の一番下の部分には、これまでなかったもので藤沢型地域包括ケアシステムを追加しております。こちらは、様々な会議の共通基盤、共通する考えとして、名称を入れさせていただいております。こちらの関連図の変更点につきまして、まずご説明させていただきました。続きまして裏面。平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会実施計画（案）となっております。こちらの一番上の行が、総合支援協議会（全体会）の予定になっています。本日29日、こちらでスタートしてまいります。年間4回を予定しております。次回は8月21日、第3回が11月6日、第4回が1月29日という予定になっておまして、8月以降は、会議室が5-1・5-2会議室での開催を予定しております。そのほかの会議につきましては、確認をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。続きまして、A4縦長の資料になりますが、資料1-3平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会委員名簿でございます。こちらの委員名簿の中で、変更点をお伝えしていきたいと思っております。名簿の7番郡部委員が新しく記載されております。そして8番、社会福祉協議会の小林委員が変更という事で記載がされておりますので、この2点がこれまでとの違いとなりますので、よろしく願いいたします。続いて資料1-4、こちらは、平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会検討スケジュール（案）です。一部二部に分けさせていただいておりますが、第一部に関しましては、本日、今年度の実施内容について、実施報告、それから提案、確認、承認等に関する事を予定しております。第二部に関しましては、まず通年課題として、昨年度もお話しに出ているかと思っておりますが、本人の意思決定を尊重した支援についてという事で、こちらに関しまして、本日と第2回までを予定しております。その中でアンケート調査から事例を抜粋し、聞き取り調査を実施、第二回につきまして、アンケート調査・聞き取り調査の結果を受け、取組集としてまとめ、それをを用いた普及啓発活動を検討していくという流れを想定しています。順番が逆になってしまいました。第1回につきましては、第一部のところで、計画検討委員会等の実施報告、提案、確認、承認等に関する事を議題として取り扱っていきます。第二部の一つ目のテーマ①につきましては、先ほどお伝えした通りです。今年度、通年課題テーマ②といたしまして、ライフステージに応じた支援課題についてを考えております。こちらにつきましては、後ほどまた別の資料を使ってお話しをさせていただきますが、先に1点だけお伝えしておきます。まず第2回の部分で児童期における支援課題について意見交換を行ってまいります。第3回、こちら第一部につきましては、実施報告、提案、確認、承認等に関する事になっております。第二部に関しましては、ライフステージに応じた支援課題についてということで、成

人期における支援課題について意見交換を行っていきたいと思っております。第4回につきましては、第一部は第2回、3回と同じで、実施報告、提案、確認、承認等に関することとなります。第二部は、ライフステージに応じた支援課題についてということで、今年度最後は、高齢期における支援課題について意見交換をしていきたいと考えております。その他の部分といたしまして、平成31年度に向けた総合支援協議会のあり方の検討、さらに発達障がいに関する協議体制の検討、こちらは準備会の設置なども内容として予定しております。先ほどお伝えしていた通年課題のテーマ②について、ライフステージに応じた支援課題について、補足の資料を使って説明をさせていただきます。A4横長の資料で、右上に資料1-4補足というものがあります。そちらを使ってご説明させていただきます。1. 各年度の通年議題についてということで、過去平成26年度から平成29年度までそれぞれテーマを設定して検討してまいりました。テーマにつきまして、平成26年度は、障がいを理由とする差別に関する意見集約ということで、その効果として障がいを理由とする差別の解消に向けた普及・啓発等が図られました。平成27年度は、障がいを理由とする差別の解消に向け福祉・医療・教育において必要とされる配慮・対応等に関する意見集約ということで、こちらも、差別の解消に向けた普及・啓発、そして職員対応要領の作成、差別解消支援地域協議会の設置等、その後の施策へ反映されております。平成28年度につきましては、藤沢市の障がい者相談支援体制についてということで、相談支援体制の見直しに向けた、具体的な指針の提示に繋がったということになっております。昨年度のテーマにつきましては、本人の意思決定を尊重した支援についてということで、効果といたしましては、意思決定支援ガイドラインの普及と理解が深まりました。裏面に移りまして、そういった過去の状況から、今年度テーマ②としてライフステージに応じた支援課題ということをご提案させていただいておりますが、議題の選定理由といたしまして、これまでこういった過去の背景の中に、やはり切れ目のない支援が必要という事が考えられまして、ライフステージに応じた課題に対応する必要性が明らかになったというところで、ライフステージに応じた支援課題について、意見集約及び協議を行っていきたいということになりました。協議結果を踏まえ、相談支援体制の構築や、本人の意思決定を尊重した支援の推進、及び必要な社会資源の創出につなげていく、ということが目的となっています。3番といたしまして、通年議題の実施の予定になっているのですが、まず第2回に入る前に、もし今日皆様方にご議論いただいて承認していただければ、まず事前にはワークシートを作成する予定です。会議の合間に皆様にご協力いただいて書いていただくようになると思うのですが、そういったところも含めまして、児童期における支援課題について、6月上旬から7月中旬

にかけまして、総合支援協議会委員会及び選出母体に向けた意見集約シートを配布し、回収させていただきたいと考えております。そして第2回の協議会において、寄せられた意見を類型化した結果を提示し、協議を行っていきたくと思っています。第3回の成人期における支援課題につきましましては、8月下旬から10月中旬にかけて、児童期と同じような作業を皆様にご協力いただきまして、第3回藤沢市障がい者総合支援協議会において、やはり寄せられた意見を類型化した結果を提示し、協議を行う予定です。第4回の高齢者における支援課題につきましても、11月上旬から12月末にかけて同様の作業をして、第2回、第3回と同様、第4回の協議会におきまして、寄せられたご意見につきまして協議をさせていただきたいと考えて思います。以上で説明を終わります。

(石渡代表)

ご説明ありがとうございました。これまでの協議会の通年議題なども振り返りつつ、新しい体制等についてもご説明をいただきました。今のご説明について、ご質問・ご意見のある委員の方、お願い致します。

(新城委員)

よく分からなかったので質問ですけれども、差別解消支援地域協議会を外出しにしたというのは、どういうことでしょうか。昨年と違ってどう変わったのか、もう少し詳しくご説明いただけないでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

昨年ご協力いただきました、障がい者プラン「きらりふじさわ」2020の中間見直しの策定過程におきまして、今後計画を推進していくためにということで、今までは計画検討委員会とその計画を推進していくための進行管理を主にやっていきますというところだったのですが、これからは総合支援協議会との密接な連携に加えて、さらに28年度からは差別解消支援地域協議会ができましたので、計画推進のためには、この関連審議会として、計画検討委員会、総合支援協議会、そして差別解消支援地域協議会の審議会が密接に連携していくことで、中間見直し計画を推進していくべきではないかと、そういった計画の内容にした経緯がありまして、それを受けまして総合支援協議会の関連図の中でも、協力団体の一つみたいな描き方を昨年はしていたのですが、やはりそれでは不十分だろうということで、この差別解消支援地域協議会を大きく載せまして、それで密接な連携をしていくというような見せ方、そして実際に形にしていくというようなことを考えております。

(石渡代表)

新城委員、今のご説明でよろしいでしょうか。

(新城委員)

もう一つだけよろしいでしょうか。差別解消支援地域協議会は、すごく重要

な審議会なのに、障がい種別で限られているのではないかと思うのですが、今年であれば視覚障がいの代表とか、あるいは肢体障がいの代表というのが入っていないのですが、基本的な考え方として障がい者の代表をオープンに参加させるのがすごく重要だと思うのですが、考え方を教えてください。

(石渡代表)

はい、差別解消支援協議会の構成員ですね。事務局、お願いできますか。

(事務局：寒河江補佐)

こちらの差別解消支援地域協議会については、確かに新城委員ご指摘のように全ての障がい種別の方に委員になっていただいているのではないのですが、平成28年度、平成29年度、2年間の任期の中で、肢体不自由、視覚障がいの方には出ていただいております。今年度にまた委員の改正がございますので、その中で、今までは委員になっていられなかった種別の方にもご参加いただき、なるべく多くの障がい種別の方のご意見を反映できるような形で、協議会の運営をしていきたいと考えております。

(新城委員)

結構です。まだ意見はありますけれども、また後にします。

(石渡代表)

よろしいですか。はいありがとうございます。

(横川委員)

昨年初めて参加させていただいた時にも疑問に思い、1年過ごしてきたのですが、専門部会の中に、児童期があまり中心的に含まれていないと思っていて、今回の通年課題がライフステージに応じたというところで、児童期から入ってきているとなった時に、専門部会になぜ児童期という所がなかったのか、経緯があったら教えていただきたいです。

(石渡代表)

今の横川委員のご質問は、専門部会に児童関連の部会がないというのは、何か今までの経緯がおありでしょうかということですが、いかがでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

経緯とか理由とかは難しいのですが、課題別の専門部会というのが今までの藤沢市の特徴でしたので、専門部会の構成としてライフステージごとではなかったということになります。課題別の専門部会として構成されていて、子供の課題を話し合うとしたら、子ども発達支援連絡会議との連携関係であったりとか、協議会にも、学校の先生方や教育相談センター長をお呼びしたりとか、そういった連携や関係を築いているところではあります。今までは、専門部会としては、課題別の専門部会として構成してきた経緯がございましたので、そういった意味ではライフステージごとの部会ではなかった、ということになります。

す。今後、協議会のあり方検討をする中で、ライフステージの検討ということ  
を載せさせていただいたのは、ライフステージごとの課題を整理して、今後の  
協議で課題の検討をどうしていくか、整理する必要があるのではないかと  
いう狙いもあって、ライフステージごとの検討とさせていただきました。また協議  
体の構成についてもご意見いただけたらと考えております。

(石渡代表)

はい、それでは専門部会の再構成を踏まえてこの1年委員の皆様にご検討い  
ただければ、ということです。では、村松委員お願いいたします

(村松委員)

障がい者総合支援法に難病が入ってきてしばらく経つわけですが、市の難病  
協議会に私は出席しているのですが、そちらでも障がいの問題は大きく取り上  
げられておまして、特に重度障がいの問題は大きく取り上げています。例え  
ば、災害時の要援護者の問題など、その辺も含めて関連審議会の人事交流を含  
めた情報交換というのは、とても大事だと思いますので、今後の課題として、  
その辺の関連審議会の中で扱っていただければと思っていますので、よろしく  
お願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

確かに、行政関係の中に、難病対策協議会が入っていなかったという事と、「き  
らりふじさわ」の中間見直し版には、新たに位置づけられたという経緯があり  
まして、関連課と調整をさせていただいて、今後は行政関係の審議会に入れさ  
せていただく方向で、調整させていただきたいと思います。よろしくお願  
いいたします。

(石渡代表)

他に何かございますか。それでは、議題の2番目に入らせていただきます。  
計画検討委員会及び専門部会、平成29年度の実施報告及び平成29年度の実  
施報告及び平成30年度の実施内容についてということで、まず最初は、障が  
い者計画・障がい福祉計画検討委員会、それからそれぞれの専門部会4つの部  
会長さんにご報告をいただきます。全部まとめてご報告の後、委員の皆様から  
ご質疑をいただきます。では、高山委員お願いしてよろしいでしょうか。

(高山委員)

障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の代表をさせていただいておりま  
す高山です。資料2-1平成29年度計画検討委員会・専門部会実施報告にな  
ります。委員会の会議開催状況は、そちらに記載されています通りで、昨年  
は6回開催されております。検討内容としましては、障がい福祉計画の平成28  
年度実績についての、モニタリングを実施しています。障がい福祉計画で定め  
られている各項目に関して課題を整理しました。また障がい者計画掲載されて



いる178事業につきまして、平成28年度の実績のモニタリングを実施し、実績報告をまとめております。障がい者計画の中間見直し、障がい福祉計画、障がい児福祉計画策定という作業がございましたので、こちらについてはアンケート調査、聞き取り調査、また検討会の中では、グループワークを実施して課題を抽出し整理を行いました。結果としてですが、これらの様々な方法によって意見集約することと、国の動向等を踏まえた計画策定に至りました。庁内の横断的な連携によって計画そのものを進めていく、ということが重要と認識しています。今後の課題としては、このようなことを踏まえつつ、それぞれの計画について進行管理をしっかりとしていく、効果的な進行管理の方法を引き続き課題として検討していきたいと思っております。資料2-2になります。平成30年度の計画検討委員会の実施計画です。今年度は、平成29年度の実績に基づきまして、障がい者計画・第4期ふじさわ障がい福祉計画のモニタリングを実施していきます。第4期ふじさわ障がい福祉計画が3年間の総括となります。また、「きらりふじさわ」中間見直しの進行管理に向けて、その方法等を具体的に検討していくこととなります。なお、検討委員会につきましては、第1回が5月11日に開催しておりまして、今年度は計4回開催を予定しております。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは続いて、相談支援部会の田中委員お願いします。

(田中委員)

資料2-1の3ページと、資料2-2をご覧ください。2段になっています。1段目は書いてある通りですので、読んでいただきたいと思います。2段目ですが、相談支援体制の体制強化に向けた取組ということで、地域生活支援拠点ワーキング及び取組状況の報告に対する検討を行いました。効果としては、地域包括ケアシステム推進室との意見交換や、子ども家庭課より今年度の取組等々、いきいきサポートセンターとの合同研修の実施につながっております。あと体験的な短期入所の利用のあり方、短期入所の利用の必要性を確認することができました。ということと、在宅での緊急的支援のあり方の必要性も確認できました。あくまでも確認できた、ということです。今年度ですが、相談支援体制の強化に向けて、拠点整備とワーキングが一体となって協議を行う必要があるため、ワーキングと相談支援部会を統合しました。統合の仕方は、事務局から説明があったように、委託相談事業所の連携会議とワーキングとが一体的に動いていくという形です。先日5月24日に今年度の第1回の相談部会を開催しております。そこでも確認したところですが、委託相談支援事業所から提出されている、課題提案を中心に委託相談支援事業所連携会議で整理をして、

部会に提案していく。生活支援拠点等の整備に関する実際の活動も、委託相談支援事業所連携会議で推進し、部会に報告していくという流れを確認しております。今年度の取組の一つとして、後ほど地域生活支援拠点の整備について議題に上がっていますので、ここでは詳しく話しませんが、それに向けて今年度は、一つでも多く取り組んで、その積み上げで課題効果を抽出されるように、今年度は課題の抽出だけでなく、実行していくというところを確認しています。部会の中では、これ以外にも課題はたくさんあるということは認識したうえで取り組んでいくという確認を取っております。本当に課題は山積していて、地域移行の推進とかも出ましたし、困難事例とされているケースの対応がほぼほぼできていない状況がある。藤沢市内で終結できずに、市外、県外を視野に入れた支援になっているというのが現状で、それを踏まえて地域拠点に関しては、ぜひ今年度取り組んでいくという確認を取ったところです。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは続いて、重度障がい者支援部会、齊藤副代表おねがいます。

(齊藤副代表)

資料2-1の5ページをご覧ください。重度障がい者支援部会というのは、今は名前がそうとなっておりますけれども、元々は重症心身障がいの方々をターゲットとした重心部会というものでして、その元が訪問調査をしたりと、そういったことをやっていた経過で、それを整備して行こうという事で始まったところがございます。初めからライフステージを意識しておりまして、特に成人期後期の医療、教育、福祉が大きな境目といたしますか、そのあたりで起きる問題というのが非常に大きいものがありましたので、そのあたりを中心に話が始まって、だんだんと課題の整理と年代ごとの整理、それから重症心身だけではなくて、医療的なケアと重度のケアが必要というところを中心に、重心だけではなくて難病の方も含めて、課題の整理をさせていただいたということを経過としてやっております。また児童福祉法の改正で子供の医療環境を整えるということが課題になってまいりましたので、市の中でもそういった会議体が設置されたこと、こちらは主に者を中心にしてやってきましたので、ライフステージと考えると、別々の団体でやっていくとまたそれでその移行期の問題が解決しないままになってしまうことがありますので、今後は、全体を含めたライフステージを考えられるような会議体に統合できないかということで、そのための準備をしていくということで、一度課題の整理をして、それに対する提案も一応はできているのですが、さらに具体的なまとめ上げたものを今年度作ることを計画しております。それと重度障がい者といいますと、その医療の考え方だけではなくて、今藤沢全体で見ると少し遅れてしまっている部分がある

というのが目立っていて、強度行動障がいへの対応であるとか、重症心身障がいを中心にした医療ではなくて、精神科の医療も含めて医療との連携ということもありますので、テーマとしては、医療と福祉がどう連携するかという課題がだいぶ見えてきたというところがございます。これを具体的な解決に向けていくために、部会のレベルでは無理な部分もありますので、広域的な解決のところを含めて湘南東部圏域での会議体も開催するようになっていきます。いろいろな形を模索しているところです。それも連携していかないと意味がない部分です。来年度、できればそういったあたりをどういう形で実際の具体的な施策につなげて行くかと、そのための具体的な材料を作ってお渡しできればと思っています。

(石渡代表)

ありがとうございます。続いて、就労・進路支援部会の船山委員、お願いします。

(船山委員)

就労進路支援部会から実施報告をさせていただきます。資料2-1の7ページです。1段目のところ、前年度少し報告させていただいているのですが、職場体験実習の受け入れに関するアンケートを商工会議所の役員企業の方約50社に協力を得て送付させていただいて、その結果27社の事業所が障がいのある方達の職場体験を受け入れていただけるということで、その27社のうちの23社か24社ぐらいを障がい福祉課と産業労働課とハローワークと私とで回らせていただいて、例えばどういった障がいの状況の方なら受け入れ可能なのかとか、受け入れ可能な時間だとか、受け入れ先の作業内容だとか、そういった実際の職場体験事業としての実施の段取りをつけているところです。商工会議所さんを通じてそういう発信をしていただいて、多くの企業さんが、障がいのある方達の働く場として実習の場を提供していただけるということは、大きな効果があったのではないかと考えています。抽出された課題としては、在学中に職場体験ができる場の拡充も必要なため、在学中に職場体験を円滑に実施するため具体的に養護学校と企業と行政の連携を促進する取組が必要だろうというお話がありました。2段目のところは就労支援部会の就労というところもそうですけど、進路という部分も一緒に考えていくというところもありますので、重度障がいの方達が安心して過ごせる日中活動先が少ない状況があり、進路先の確保、意思決定支援についての課題の検討を行いました。先ほど齊藤副代表のお話しにもありましたけれども、重度障がいの方達の日中活動場所というのは、なかなか少ない状況でして、特に強度行動障がいの方、医療的ケアのある重度障がいの方が過ごせる日中の事業所が少ない。そういった方たちが在宅における生活を余儀なくされている現状がある中で、こういったことができ

るのかとか、そういった方たちの日中活動事業所のあり方について、協議検討する場を創設していく必要があるのではないかなとか。また、既存の部会においても協議検討していく必要があるのですが、その部分でどれだけやれるのかという話もありました。また就労支援B型の利用のあり方について、養護学校から直接B型の利用希望がある場合、本人の選択を尊重する観点から制度の弾力的な運用が必要である。運用のあり方を検討していく必要があるなどの意見がありました。資料2-2今年度の計画としては、4番目、就労定着支援事業という新しい事業が今年度創設されまして、障がいのある方たちが安心して働けるためにどのような支援が必要かという議論がずっとされてきましたが、そのことについての制度ができたところではあります。地域全体として障がいのある方たちが安心して働く支援体制を構築していく必要がある。制度によるところだけではなくて、その制度を利用できない方達も勿論いるわけでして、そういった方達が働き辛さ、生活のしにくさを持って過ごしていらっしゃるかなという考えを、地域全体で働ける環境づくりなど、そういったところを考えていく必要がある。また人口が43万人に対して2市一町が支援対象域である就労・援助センターのあり方等も協議を進めて行きたいと思います。また発達障がい、強度行動障がいの方への進路に関する課題について、就労・進路支援部会としても協議の遡上に上げていく計画であります。以上です。

(石渡代表)

はい、それでは、権利擁護部会、郡部委員お願いします。

(郡部委員)

資料2-2、9ページ、検討・取組内容のところでございますが、藤沢市の総合支援協議会の通年議題が、意思決定支援であり、権利擁護部会としてもやはり重要なテーマであることから、協議会の取組と連動しながら、取組を実施してまいりました。具体的には、意思決定支援ガイドラインについて活発に意見交換をいたしまして、特にガイドラインの中の合理的配慮でありますとか、最善の利益に関して意見交換を行ってまいりました。また総合支援協議会で実施された本人の意思決定を尊重した支援に関するアンケートに権利擁護部会独自のアンケートを作成して、委員の方に調査を行いました。こちらの効果とそして抽出された課題でございますけれども、アンケート項目を検討する過程において、本人の意思決定を尊重した支援の前提として、ご本人様が、自分のことは自分で決める権利があるということを理解して、そしてそこを行使しているかという事が大切であることで、その視点に立って、その観点に立って、アンケート項目として障がいのあるご本人に、自分のことは自分で決める権利があるということを伝えていきますか、という項目を設定いたしました。回収後、伝えてはいるが、伝え方はなかなか難しいとか、「権利」という概念そのものをどの

ようにご本人に分かっていただけたらいいかという、現場では苦慮している様子が考察されました。抽出された課題ですけれども、意思決定支援ガイドラインによる意思決定に、本人の意思確認そして意思決定を支援できるようにということが一つ。2番目に本人の意思の確認や選好を推定する。そして3番目に最善の利益ということが入ってくるのですけれども、権利擁護部会の中では、この最善の利益というのは、実は意思決定支援とは別物ではないか、というような議論が出まして、そのあたりをさらに掘り下げていかななくてはいけないのではないか、という話が出ました。2番目ですけれども、虐待です。藤沢市における虐待対応事例より、虐待防止を推進していくための取組を行いました。具体的には、虐待対応事例を整理しまして、虐待の発生要因、また環境などを分析しました。効果としては、①虐待の早期発見、②擁護者への支援、③虐待が発生した家庭環境の類型化の必要性など3つの重要な視点が確認されました。課題といたしましては、虐待予防は、虐待センターが単体として普及・啓発などを実施することではなく、支援者が日常的に、いかに本人への微細な気づきを得ることができるかも重要であり、虐待センターと連携を強化していかななくてはいけないという点も確認しました。続いて10ページに入りますけれども、研修会を行いました。例年、虐待防止をテーマとした研修会を実施していますが、平成29年度は、相談支援専門員と障がい福祉課のケースワーカーを対象とした研修会を実施しました。50名程の参加がありました。こちらの効果ですけれども、虐待予防における重要な視点は、いかに意思決定支援が行われるかであるということが確認されました。抽出された課題は、相談支援が果たす役割が虐待予防に於いては大きく、意思決定支援の視点から相談支援が実施されるならば、相談支援そのものが虐待予防に繋がるということも確認されました。次に平成30年度の実施計画になります。一番下の権利擁護部会で、虐待予防に関する取組と広義の権利擁護の視点から、昨年度に引き続き意思決定支援のあり方について協議を行ってまいります。特に、家族の中での意思決定支援や親御さんとしての視点から検討していきましょう、ということです。最善の利益の概念整理を中心に協議を継続していきます。意思決定支援のあり方に関する協議を踏まえた上で、権利擁護部会の重大な役割として、地域の支援者が意思決定支援への理解を深め、実践につなげられるような取組を行っていく、というところがございます。すでに今年度第1回の権利擁護部会が行われておりまして、5月21日に行われました。そこで今年度の実施計画であります、家族の中の意思決定支援というところで、アンケートを実施していくということになりましたので、ここにいらっしゃる皆様にもアンケートのご協力をいただくことになろうかと思っておりますので、その時にはよろしくお願ひいたします。それから、湘南東部圏域権利擁護ネットワークとも連携し

て引き続き意思決定支援ガイドラインの普及啓発、また現場における職員向けのマニュアル等も用意していきたいと思えます。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。計画検討委員会、それから4つの専門部会からご報告いただきました。何か部会・委員会にご質問、ご意見おありの委員の方、お願いいたします。

(齊藤副代表)

各部会と先程の議題について、今年度の通年テーマに関連してなのですが、通年テーマは、協議会の委員および選出母体に向けた、ということで、持ち帰って課題を出してもらおうということもあると思うのですが、選出母体というのは各部会というのが入っているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

ライフステージごとの課題の整理の中で、課題の収集は当然部会の中にも入ってくるかと思えます。部会にも投げ掛けさせていただければと思っています。

(石渡代表)

今年度またライフステージということで新しい通年課題を設定しますが、選出委員の皆さんそれぞれの選出母体、それから専門部会の活動も踏まえていろいろ議論というところで、具体的に検討しないとわかりにくい部分もありますがよろしくをお願いします。北坂委員をお願いします。

(北坂委員)

障がい者の就労支援について質問したいのですが、障がい者が就労に就くというのは、これは私が知る限りですが、3Kのところの就労が多いように感じています。もう一つは、時間当たりの賃金が安いということで、要は人が働きたくない場所に働きに行き、かつ、安い賃金で使えらる。こうしたことが本来の支援にあたるのかどうかと疑問に感じているところがありまして、私が昔勤めた会社においても、一般の健常者はその場所で働かないような単純作業であるとか、使用済みのお茶碗を洗ったりとか、そういうような類の就労が大半であったように思うのですが、これを就労支援というのであれば、もう少し一般健常者と同じような、ないしそれ以上の就労する支援体制にしていこうか、それと現状私の認識が正しいのかどうか、いかがでしょうか。

(石渡代表)

就労支援の根幹に関わるようなご質問をいただきましたが、船山委員いかがでしょうか。

(船山委員)

ご意見ありがとうございました。確かに10年位前までは、北坂委員がおつ

しゃるような環境で働かれる方が多かったという印象を受けています。ただ、ここ4、5年のところでは、特に前年度、前々年度くらいから史上空前と言っているほどの障がいのある方たちの就労については売り手市場になりつつありまして、本当に働く場所も多様です。選べないという状況では今はなくて、しっかり職業準備もされてトレーニングされた方であれば、十分に良い環境というか、例えば普通の人たちと同じようにスーツを着て働いている方もいらっしゃいますし、いわゆる3K的な仕事、ここしか選べないというような形で就労される方というのは、非常に少なくなりつつあります。そういう意味では、現状、障がいのある方たちも、こういう仕事ができるというような意識が広がりつつあって、そんなにきつい所で働かれている方は少なくなりました。特に虐待防止法が施行されてからは、障がいのある方だから、他の人がやりたがらないところで働いてください、ということは、虐待にあたるのではないかという話もありますので、企業の中での合理的配慮というか、その方達がそこで安心して働ける配慮というのが努力義務にもなっているところです。私のところの利用者さんも六十数名が働きに出ていますけれども、そういう意味で、悪い労働環境で働いている方は本当に少ないです。

(北坂委員)

ということは、要は就労にあたっての教育であるとかを充実していくということによろしいでしょうか。

(船山委員)

はい。

(北坂委員)

ありがとうございました。

(石渡代表)

ありがとうございました。就労支援の環境も大きく変わって来ている、ということですね。ほかに何か、今までのご報告に関連して、ご質問ご意見ございますか。よろしいでしょうか、どうぞ事務局。

(事務局：佐藤主査)

今の部会の報告で、重度障がい者支援部会、および就労・進路支援部会の強度行動障がいの支援というところのキーワードがあって、そこが支援課題であるという報告があったと思うのですが、通年テーマの実施計画に戻ってしまうのですが、発達障がいの方の協議体制の検討というのが今年度は準備会という形で、部会とは別に立ち上げのための準備を検討しているという状況がひとつございますので、例えば発達障がいの相談支援事業所であるとか、家庭の方と少し協議させていただいて、この協議会にご報告させていただいたり、ご意見をいただいたり、そういう機会を持ちたいと思いますので、引き続きよろしく

お願いいたします。

(石渡代表)

ありがとうございました。関連して情報提供をお願いします。

(齊藤副代表)

今日はまだチラシ等ができていないので、口頭だけのお知らせになりますが、藤沢障がい福祉法人協議会が主催で、今年度は発達障がいの支援課題について考える研修会を企画しております。時期が10月13日ですので、次回の協議会の時にはチラシが準備できると思います。一応内容を簡単に言いますと、福岡でカームという4人位のグループホームがあるのですが、そこで集中的に短期間で訓練をしていくということで非常に成果を上げているという実例があります。そのの所長さんをお招きしてお話しを伺うのと、藤沢の関係の方々に集まっただいて、藤沢で何ができるのかという話しをできるかなということで企画をしています。次回またお知らせをしたいと思います。

(石渡代表)

はい。ありがとうございました。今年度、強度行動障がいについてもこの協議会でいろいろ方向性が出せたらということですので、情報をお願いいたします。

(戸高委員)

先ほどの障がい者の就労に関してですけれども、昔は大きい企業は何パーセントを雇用するといった制限があって、制度的なものはどんどん厳しくなってきた、今年度から精神障がいの方々もかなり雇用率に入ってきています。制度上の締め付けで、企業側も障がい者雇用をやらなきゃいけないと本気になってきています。受け入れ方がわからないとかいろいろな状況があっても、そこをどう支えていくかみたいな仕組みができてきているので、状況的なものは前と比べたら変わってきている。企業側もどう障がいの方を受け入れるか、全体で考えなければいけない状況になってきている。マッチングの問題とか、いろいろな問題がこれから出てきて、この前もある企業から、上は障がい者雇用に関して非常に理解があるけれど、現場は精神障がいの方に包丁持たせて大丈夫か、そういう話が上のサイドと現場サイドで遊離しているところがある。そこをどうするかは、丁寧にやっていかなければいけないと思います。

(石渡代表)

はい。ありがとうございました。それでは他にありますか。はいどうぞ。

(木村委員)

前にもお話しに出たのですが、今回は児童期に対してライフステージの課題抽出するようになっているのですが、大変残念なことにうちの団体ですと、児童及び学齢の会員さんがほぼいない状況でして、せっかくこういう課題を出



していただいたのに、うちの会からはそれを抽出するのがなかなか十分ではないという危惧がございます。各専門部会にもこの課題抽出するという事だったので、是非各部会の学齢前のしいの実学園等の療育機関や、児童の計画相談事業所などの委員から課題抽出していただきたいと思えます。

(石渡代表)

はい。子どもの部分については、ご本人が訴えるということも難しく、障がいのあるなしに関わらず、木村委員からご指摘のあった相談部会などで計画相談に関わっている事業者さんや、しいの実学園さんなどの声を上手くということですので、これは事務局でもいろいろ工夫をしていただければと思えます。願います。

(事務局：佐藤主査)

やはりライフステージごとに課題を抽出しますので、濃淡がやはり持ち帰る母体によって違うと思うので、これに関しては、例えば今までの経験上で書いていただいたり、もちろん出せる量というのはおそらく各団体さんや部会によって違うと思うので、そこはできる範囲でという形でお願ひできればと思えます。全く普段、子どもの支援に関わっていないという方はちょっと難しいかもわかりませんので、そこは濃淡あるとは認識していますので、可能な範囲で書いていただくという形でできればと思えます。よろしく願ひします。

(石渡代表)

はい。ありがとうございます。他にありますでしょうか。

(前田委員)

木村委員のご意見に便乗させていただく形なのですが、「きらりふじさわ2020」中間見直しを見ていましたら、障がい者の数はここ何年もずっと増加傾向にあって、しかも児童期の障がい児童が増えているのがやっぱりすごく大切な問題だと思っています。先ほどから強度行動障がいというお話しが出ていて、その対応をどうしたら良いかということのをこれから先ずっと検討して、実践していかなければいけないとは思いますが、児童期・乳幼児期における関わりが、強度行動障がいという形に結びつきやすいので、児童に関しては、先ほどおっしゃったように意見抽出の場を多く持つことと、部会に限らず広く意見収集をする努力をしていただけたら良いかなと思えます。よろしく願ひいたします。

(石渡代表)

前田委員ありがとうございます。今の前田委員のご意見を踏まえてなのですが、強度行動障がいに注目しがちなのですが、むしろ、障がい特性としては、割と薄いというような言い方をされている発達障がいの子ども達の困り感とか生きづらさというのは、就学前のところから話題になっていて療育センターな

んかでもよく聞くので、意見のいただき方を工夫しなくてはと思いますが、また検討させていただきたいと思います。いろいろご意見いただきましたが、他のご意見いかがでしょうか。それでは、10分間の休憩に入ります。

<休憩>

(石渡代表)

休憩時間も盛り上がり、有効に使っていただけたかと思います。では再開いたします。議題の3番目、今日、いろんな議論とも重なってきますが、地域生活支援拠点等の整備について、ということで資料の3-1から3-3までを事務局にご説明お願い致します。

(事務局：佐藤主査)

資料3-1のパワーポイントの資料、資料3-2のA4縦の資料、資料3-3の藤沢市における地域生活支援拠点等の整備の考え方(参考)という3つの資料をご用意いただければと思います。資料3-3につきましては、「きらりふじさわ」中間見直しの第6章拠点等の整備からの抜粋でございますので、こちらにつきましては、参考資料ということで提示させていただきます。本日は資料3-1および資料3-2を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。そうしましたら、資料3-1藤沢市地域生活支援拠点等の整備に関する取組(案)から説明させていただきます。この総合支援協議会でも平成29年度取組については、随時報告させていただいたところでございます。「きらりふじさわ2020」中間見直しで作成しました物に関しても、資料3-3参考資料の通り、拠点等の整備についてお示したところでございます。こちらの方向性に沿って、今年度は実行して行く年だと思っておりますので、その概要・取組をご報告させていただき、ご意見をいただければと思います。資料に関しましては、もう既に様々なところでご提示させていただいております。事業所さん向けにつきましては、5月15日に障がい福祉法人協議会でご提示させていただいて、ご協力のお願いを併せてしているところでございます。事業所との話し合いも進んでいるところでございますが、先週の障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会でも同じ資料を提示して、ご意見いただいたところでございます。相談支援部会でも、同様に提示しているところでございます。この協議会のご報告・意見交換をもって、その意見を参考にしながら具体的な政策の形を作っていきたいと思っております。なるべく今年度早い段階で事業をスタートさせたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは説明に入ります。資料3-1藤沢市地域生活支援拠点等の整備に関する取組(案)ですが、平成29年度取組をおさらいします。障がい福祉関係事業所

や、障がいのある方のご家族で構成されるワーキングにて協議を進めてきました。そして、緊急時において支援が必要とされる方に対するアプローチを実施したところがございます。こちらに関しては既にご説明していたところがございますが、障がい支援区分5または6で、日頃、相談支援やサービスを利用していない方を対象者として抽出しております。セルフプランであったり、特定の期間全くサービスを利用のない方という条件で抽出して、結果20名の方が抽出データとして出てきました。それを詳しく確認させていただいて、10名に関して委託相談支援事業所と障がい福祉課ケースワーカーが訪問し、対象者の状況を把握し、必要に応じてサービスの利用を案内したところがございます。取組から見えてきた課題ということで記載していますが、支援が必要であるが、実際に支援につながっていないですとか、緊急時において、相談できる場や受け入れ可能な社会資源が十分でない状況であるといった、課題を解決するために、平成30年度は、緊急時における相談・受け入れ対応を重点項目として、整備を進めて行くということになっています。2ページ、ここからが平成30年度を取組についてとなります。協議体制につきましては、先ほどからご説明しているとおりですがワーキングを進めてきた協議につきましては、相談支援部会で引き継いで実施します。委託相談支援事業所連携会議を同時に実施しまして、部会と連携する形で、緊急時に支援が必要とされる方に対するアプローチを継続します。抽出して支援をするという形で今年度も引き続き実施していきます。その下が緊急時における相談・受け入れ対応の取組です。緊急時における相談窓口（コーディネート機関）の位置づけでございますが、相談支援事業所が緊急における相談を実施して、そこから実際の受け入れ機関へ行く。その流れを描いたところがございます。今まで委託相談支援事業所とか、サービス等利用計画の対象ということで、コーディネートを実施してきた事業所さんがあると思います。そのような委託や指定特定の相談支援事業所に関しましては、引き続き地域生活支援拠点等の機能を担うと位置づけられた事業所としてご協力いただきたい。これがコーディネート機関②という形になります。下から説明になってしまいましたが、ただ実際に相談支援に関わっていない方でも緊急事態が起こった時の受け皿が必要ではないかと言う事で、市の障がい福祉課そして基幹相談支援センターを、コーディネート機関①としております。コーディネート機関としては2種類あるということです。受け入れ体制としては、短期入所の緊急短期入所受入加。そして市の新たな事業化を目指しているところで、居室確保事業の実施ということでございます。こちらのイメージが次のページになりますが、コーディネート機関ということで、コーディネート機関①と②、短期入所、そして居室確保事業ということでイメージが描いてございます。コーディネート機関に関しては、今年度、障がい福祉サービスの報酬の

改定がございまして、相談支援事業所が短期入所の受入をコーディネートした場合、短期入所への受け入れ実績を報酬評価するという事で、地域生活支援拠点等相談支援強化加算というものが新設されております。こちらに関しては、地域生活支援拠点の機能を担うと位置づけられた事業所、これは運営規定によって位置づけるという形になりますが、その事業所には加算が適用されるということになります。受け入れ機関側に関しては、短期入所に同じくサービスの報酬改定で緊急短期入所受入加算という、こちらの加算の算定要件が見直しされて単位数が引き上げられております。さらに緊急時に定員超過して受け入れた場合は、定員超過特例加算ということで、定員超過しても緊急時においては認められ、さらに加算も出るといった加算も新設されているところです。こちらに関しては、運営規定で予め地域生活拠点に位置付ける必要があつて、短期入所の受け入れ側に関しては、実績に応じて報酬評価されるということになります。市の居室確保事業ですが、この拠点等の取組を踏まえて今年度予算としてあげているところでございます。短期入所の受け入れ、短期入所の活用をしても受け入れが困難な場合も生じてくると思われれます。そうした時に一時的な居室の確保及び支援の実施というということで、この事業を準備しているところでございます。最後4ページになります。緊急時における支援のイメージということで、緊急時発生から相談、受入対応、受入後ということで記載しているところでございます。緊急時の想定でございますが、家族等の支援者が、病気その他の理由により急な不在となり、在宅での生活が困難な状態、緊急一時的に宿泊の場の提供および支援が必要な状態ということ想定しております。コーディネート機関による相談、そして受け入れ対応ということになります。ここでは緊急の短期入所だとか、居室確保事業による受け入れは短期間を想定しています。なので受入後、速やかに安定した生活ができるようにアセスメント、支援、連携を進めていく必要があると考えています。ここまでコーディネートから受入までの流れのイメージをご説明させていただきました。続いて、新しい居室確保事業に関してご説明させていただきます。3-2の資料をご用意ください。こちらが今年度予算化されたものでございます。事業所の方にもこれを用いて説明をさせていただいておりますので、人員配置や設備の記載がございまして、ポイントだけ説明いたしますと、こちらに関しては、介護者の不在その他の理由により、緊急一時的な宿泊の場の確保を必要とする対象者に対して、実際設備としては、通所の事業所であるとか、短期入所の部屋以外での使われているような部屋であっても、宿泊が可能な居室であったりとか、洗面設備等の設備が整えられている所であれば、緊急一時的にベッドを用意したりとか、一時的な居室確保として活用していく、というのが一つの目的でございます。契約としては一日当たり単価として12,000円、一泊二日で24,

000円で市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は、全額公費負担。市民税課税世帯は、5%の自己負担があります。人員や設備に関しては、なるべく柔軟な対応を検討しているところがございます。続いて裏面、利用までの流れです。先ほどのパワーポイントと重なりますが、利用者の把握のために、居室確保事業を実施する事業者へコーディネート機関を通して事前相談、登録を行うということになっています。こちらに関しては、利用者像の把握のためには、実際に相談して登録している状況が望ましいとありますが、先ほどのコーディネート機関の流れでは、市や機関相談では相談につながっていない方でもという話があったかと思うのですが、事前相談、登録がない場合でも利用を妨げないようなつくりにしようと考えております。こちらの注釈のほうに短期入所との関係について書いてあります。障がい福祉サービスにおける短期入所を優先するというので、まずは短期入所を使っていただく事になります。実際状況として、市内または近隣等の短期入所施設で、受け入れができない状況が往々にして存在しているところがございますので、そういった状況にある場合は居室確保事業の利用していただくこととなります。短期入所でなかなか難しい場合にはこの事業を利用していただくという、二段構えの構造にしていきたいと思っております。説明は以上になりますが、今日いろいろとご意見をいただきまして、それを取り入れさせていただきながら、早期の体制実施に向けて進めしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(石渡代表)

緊急時の対応についてニーズが多いということで、藤沢独自の居室確保事業などもご説明いただきました。今のご説明について、ご質問、ご意見ある委員の方、よろしく願いいたします。

(木村委員)

緊急事態が起こった時に、まず窓口になっていただける所は、障がい福祉課、基幹相談支援センター、あとはコーディネート機関②です。計画相談に関わっている方だったら計画相談機関、この3か所に何らかの連絡を入れるという形で利用が開始されるのでしょうか。窓口の受付時間帯ですが、緊急ですので土日はもちろん可能でしょうか。あとは時間帯ですが、受け付けていただける時間帯など、今のところ決まっている事がございましたら教えていただけたらと思います。

(石渡代表)

関連してコーディネート機関②というのは、具体的にいくつくらいの事業所を想定しているかお願いします。

(事務局：佐藤主査)

まず、コーディネート機関は①と②に分けています。②に関しては相談支援

事業所ということになりまして、緊急事態が起きた時には、コーディネート機関①または②どちらかにご相談いただくこととなります。実際、相談支援に関わっている方につきましては、コーディネート機関②のほうにご連絡いただきまして、コーディネート機関は、何らかの形で夜間の受付ができるような仕組みを考えております。地域の相談支援事業所すべてが夜間の支援というのはなかなか難しいとは思いますが、コーディネート機関①と②で二層構造になっていますので、障がい福祉課または基幹相談センターのほうで、夜間緊急事態が起きた時に関しても、何らかの形で対応できるようにと検討しているところでございます。コーディネート機関②に関しましては、現在17か所の指定特定相談支援事業所および基幹相談を除いて、委託の相談支援事業所6か所ございまして、どこまでの範囲を想定するかは検討ですが、なるべく相談支援事業所の多くにこのコーディネート機関には携わってほしいと願っています。今後相談支援の連絡会など、特定事業所の集まりもございまして、そういったところで積極的な周知をしていきたいと思っております。地域生活支援拠点と相談支援強化加算に関して、この地域生活支援拠点等の機能を担うと位置づけられた事業所のみ適用の加算になりますので、そういった報酬の活用をしていただきながら、ご協力していただきたいという周知をしていきたいと考えております。

(石渡代表)

土日についてご説明が無かったように思うのですが。

(事務局：佐藤主査)

土日も含めた夜間、何らかの形で受け入れるということです。

(石渡代表)

24時間365日ということですのでよろしいわけですね。ありがとうございました。

(山田委員)

何点かあるのですが、事務局から今年度早い時期の実施と仰っていましたが、大まかなスケジュールを教えてくださいたいのが1点。資料3-1、3-2に(案)がついていますが、この(案)が取れる時期、すなわちこの協議会が承認の場になるのか。どこが承認機関になるのかが2点目。3-2の人員のところ、管理者および支援員1人以上とありますが、これは、管理者と支援員が同じでも構わないかというところ。3-1の4ページ、これは文言になるのですが、緊急時の想定がここは「支援者が不在となり」と限定的な書き方をされていますが、資料3-2対象者のところ、「介護者の不在その他の理由により」ということで、とらえ方が違うので、ここは揃えられたほうが良いのかなと思っております。以上4点です。

(石渡代表)

はい、では事務局お願いします。

(事務局：佐藤主査)

まずはスケジュールでございます。(案)のとれるタイミングになるのですが、5月に様々なご意見をいただきました。それを集約するような形でこの取組(案)と居室確保事業の概要案を強化、ブラッシュアップしていきたいと思います。協議会でご意見いただく機会を一区切りと考えておりまして、ここから先は案を取る形で、具体的な実施に向けた組み立て、つまり実施要項に仕立て上げていくというところで考えております。同時並行して参加、協力いただく事業所さんへの協議も進めていって、居室確保事業もしくはコーディネート機関としてのご協力のある程度、体制として固めたところで市民へ周知できればと思っています。管理者と支援員に関しましては、ある程度緩く考えていまして、同一人物が管理者と支援員を兼務しても問題ないと考えています。ご指摘の通り、急な不在となり在宅での生活が困難な状態という3-1の記載と介護者の不在その他の理由とでは、確かに微妙にニュアンスが違うので、ここは統一するような方向で考えたいと思います。実際に実現される時期ですが、この協議の進行によってだとは思いますが、年度の後半だと遅いと思っていますので、年度の前半、夏くらいを一つ目標として考えています。

(石渡代表)

夏ぐらいからの実施を目指して、行政も動いてくださるということですし、一応この協議会で案が取れて、要項の作成に入ってくださいというような流れだということです。ありがとうございました。

(北坂委員)

規模感がよくわかっていなくて、どう頭を整理すれば良いかわからないのですが、大体どれぐらいの家族・家庭を想定されているのですか。

(事務局：佐藤主査)

実際こういったケースというのは、今までは年間数件程度でした。その場合は、障がい福祉課に相談が寄せられて、いろいろな方法で居室の確保をするというやり方は今までも実施していて、それは年間10件に満たない程度と考えていて、これを周知することによって、新たな掘り起こしにつながるとも考えておりまして、もっと多くなる可能性があると思っています。それに対応できるだけの準備はしていきたいと思っています。

(北坂委員)

周知されることが目的ですよね。

(事務局：佐藤主査)

そうです。それがやはり大事なことだと思っています。

(北坂委員)

はい。ありがとうございました。

(島村委員)

平成29年度に抽出してサービスを受けていない方が対象であったということは、もうそれは外れるということですか、ということが1点。だから対象者は障がいのある方全員になるということで良いのでしょうか。できるだけ登録を事前にすることが望ましいということですが、この登録先というのは、これからになると思うのですが、コーディネート機関というのが決まったところということでしょうか。サービスを受けている方でも、そこに新たに登録をするということですか。

(事務局：佐藤主査)

この事業は平成29年度にサービスを受けた方のみということではなくて、障がいのある児者全員ということになります。登録は実際にコーディネート機関に事前相談に行って、受け入れ機関に登録をする。その流れで考えています。コーディネート機関も受け入れ機関も状況を把握しているといった状況を作れるようにしたいと思っています。

(石渡代表)

受け入れ機関なども明確になっていくかと思いますので、よろしく願いいたします。

(横川委員)

報酬単価が先ほど一泊二日が24,000円という考え方で良いと思うのですが、これがお泊りをしなければいけない子で、医療の処置が必要な場合、ナースをつけなければならない場合、赤字になってしまう可能性が出てくると思っています。そうなったときに、例えばご家族様から自己負担金を別途もらっても良いものなのかどうか、その辺どう考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

なるべくシンプルな構成でということで、初年度はこの単価一本にしています。やはりこの先は医療的が必要な方が課題であり、実際看護師つけた時にどうなるか課題が出てくると思います。齊藤副代表からもメディカルショートの見直しも同時にしないといけないというお話も来ておりますし、もちろん必要なことだと思います。今おっしゃったように自己負担でそういった看護師配置もできるのかというのは、作りこみの中で検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

(石渡代表)

はい、ではご検討お願いします。拠点関連でほかにご意見いかがでしょうか。

(郡部委員)



意見です。コーディネート機関①に相談に来られる方というのは、そもそもサービスはあまり使っていない方というところですけども、そもそもこのような方々が窓口に来るとというのが一つハードルになってしまっているのではないかと思います。その辺のところは、これからどうなさるのでしょ  
うか、というのが1つ。受け入れ条件ですけども、緊急の定義が緩い。これはあえて緩くしてあるのかなと思いますが、家族等の支援者が病気その他の理由という事で、対象者として挙げられているのですけれども、冠婚葬祭は無いと思うのですけど、または様々な定義をある程度付けておいたほうがいいのか  
なと思うのと、共に定義づけが受入の方の枷になってしまうことのないように  
しなくてはいけないと、その辺が難しいところとは思いますが。医療的ケアのこ  
とが出たのですけれども、受入の方に専門性が要求される場合、居室確保事業  
の方で対応できるかという、厳しいものがあると思います。そもそも短期入  
所の受け入れ枠が大変少ないということですので、その辺が課題と思いました。  
以上です。

(石渡代表)

周知の方法ですとか、対象者について今ご質問がありました、お分かりの  
範囲でご説明いただいてよろしいでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

周知の仕方は考えなければいけないところですが、なるべく事前の相談とか  
に繋げて、地域の委託相談であったり、計画相談であったりと関わっている方  
を増やしていくのが一つの目標かなと思います。コーディネート機関①に関し  
ては、窓口に来るというよりは、お電話での相談というのが一番メインになっ  
てくるかと思えます。お電話での相談を受けて、実際の状況を把握してスター  
トになると思えます。ご意見いただいた中で緊急の定義ですが、定義を細かく  
しすぎることによって、受け入れができない方が生じてしまったりであるとか、  
その辺の難しさは計画検討委員会等でもお話しがあったところなので、ご意見  
参考に考えさせていただきたいというところと、子供の受け入れに関しまして  
は、児童相談所の保護期間との住み分けをしっかりと整理していかなければいけ  
ないと考えています。これはご意見頂いた上で、他の事業との住み分けを事業  
化する際にしっかりと考えていければと考えています。ありがとうございました。

(石渡代表)

はい、ありがとうございました。ほかにお気づきの委員の方。

(櫻井委員)

縁がない意見かもしれませんが、イメージしますと短期入所の受け入れが難  
しい場合とありますが、例えばマロニエさんに入れられない方がいた場合、ホテル  
みたいなところを言うのか、グループホームのことをいうのか、部屋が空いて

いるから、そこをどうぞとお貸しするということなのか。その居室というところのイメージが湧かないのですが、ご説明をお願いします。

(事務局：佐藤主査)

居室のイメージとしては、事業所や法人さんがお持ちの空き室が一番メインになるかと思います。例えば、通所施設の休憩室であるとか、法人所有のアパートの一室であるとか、そういったところが一つメインになるかと思います。ホテルという案もあったのですが、支援付きでホテルとなると、ホテルとの事前の提携などといったハードルが上がるので、今後あらゆる可能性を含めて事業所さんとお話をしていくところではあるのですが、一番のメインは法人が所有されている部屋というのが一つになるかなと思います。

(櫻井委員)

法人が持っている部屋をあたって、それで対応できないという場合の話をされているわけで、法人が持っている部屋が使えないからこの居室という話ではないのでしょうか。法人が持っているのは施設なので、そこに入れないから居室ということではなかったのでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

説明が不十分で申し訳ございません。ショートステイの部屋というのは、制度で決められていて、あらかじめ部屋として既定されている部屋となっていて、定員が決められています。なので、その部屋を使えるかというのは、サービスの受給者証を持って、短期入所を事業所と契約をしていて、あらかじめ指定をされたお部屋というのが何部屋とショートステイの事業所ごとに決められています。ただ、そこには受け入れの枠があって、受け入れができない場合もあるので、そういったときこの居室確保の事業を使っただいて、それ以外の部屋、休憩室や法人が所有されている別の体験部屋とか、そういった部屋を活用する形で、短期入所以外の選択肢を一つ増やしていきたい、といったイメージで考えています。

(櫻井委員)

わかりました。ありがとうございました。

(石渡代表)

ありがとうございました。法人とか相談事業所が持っている部屋を可能な限り上手く使う、ということになるのでしょうか。ありがとうございました。いろいろご説明いただいて、少し明確になってきた気がします。それでは、次の議題に進ませていただきます。4番目に本人の意思決定を尊重した支援に関する取組ということで 昨年度と継続してやってきた課題のご報告を事務局の吉田さん、鈴木さんお願いいたします。

(事務局：吉田)

資料4をご参照いただきたいと思います。昨年度通年テーマとして「本人の意思決定支援を尊重した支援」ということで皆様にアンケートとご意見をいただきました。今年度に入りまして、いただいたアンケートの中から特に事業所さんを中心に抽出して、実際にどんな場面で、どんなツール、どんな道具を使って、どんな取組をしているのだろうかというのを実際の現場を見て、それを報告書に入れ込もうという取組をしております。障がい別、事業形態、例えば入所施設なのか通所施設なのか、学校とか医療機関等々、少しバランスを取らせていただいて、事務局で抽出した5機関へ実際に訪問をして、1時間半から2時間くらい実際の取組を見させていただき、説明を受けさせていただきました。最終的に次回の協議会のところでは、アンケートのデータの部分、訪問したところの実績報告、実態報告をセットにして、報告書としてご提示できると思っています。その後、その報告書は、各事業所等々、例えばこういった取組をしているとか、こういうツールがあるといっって参照していただいてもいいですし、実際に色々事業所を訪問させていただいて改めて感じるのは、やはりどこの事業所でも個別支援計画、ここに利用者さんご本人の意思を尊重した、というところにごく力を入れていると感じました。様式とか書き方も非常に異なっている部分があるので、それを見るだけでも、今後の支援に生かせると思っています。それと先ほど権利擁護部会でもありましたが、家族や家庭、親御さん、ご兄弟等の中での意思決定支援に踏み込むというプライベートのところをヒアリングに行くというのは難しいという事と、団体もかなり多数ありますので、時間的余裕がなかったという事で、個別のご家族の中の意思決定支援に関しては、今年度権利擁護部会の中で取り組んでいただけるということになっていますので、そこも経過を引き継がせていただきたいと思います。次回、報告書の提示をさせていただいたところで、皆さんにご意見いただければと思っています。進捗状況の報告になります。以上です。

(石渡代表)

はい、ありがとうございます。昨年度の通年で検討してきた意思決定支援については、次回報告書としてまとめていただけるということですので、今のご報告について、何かご質問・ご意見ございましたら、お願いいたします。この辺でよろしいですか。家族の支援などについては権利擁護部会のほうで、今年度引き続き検討して下さるという事でよろしく申し上げます。では、その次のその他というところに移らせていただいてもよろしいでしょうか。事務局からは何かございますか。

(事務局：佐藤主査)

チラシが配布されておりますので、簡単にアナウンスさせていただきます。休憩時間に配らせていただきました神奈川県自閉症児者親の会50周年事業記

念講演「地域で暮らす自閉症スペクトラムに求められる地域生活支援とは」という事です。こちらに関して6月17日曜日、厚木市保健福祉センター6階ホールで実施するという事です。神奈川県自閉症児者親の会からの情報提供ですので、ご覧いただきますようお願いいたします。あと村松委員より研修のお知らせがでております。お願いします。

(村松委員)

はい、ありがとうございます。平成30年度第1回喀痰吸引等第三号研修というのがありますが、電子データ等でお配りしていない方についてはまた後で事務局を通してお渡ししたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。重度の喀痰吸引が必要な方を支援する、そういう方を養成するのが目的としております。ALS協会で4年目になりますけれども、かなり多くの方をご家庭に送っております。それでこの度、藤沢の市役所本庁舎の5階で研修を開催することになりました。この次の土曜日になります。まだ受講生さんのほうに若干の空きがあるようですけれども、もしご希望があればお知らせしていただければありがたいのと、委員の方も喀痰吸引の研修を見たことないという方がいらっしゃると思うので、ぜひ見学に来ていただければありがたいと思っております。午前中は講義、午後は実際の演習で、看護師さんが喀痰吸引と経管栄養の演習をグループでやるという事になっておりますので、一日コースの長時間ですけれども、開催しておりますのでよろしくお願いいたします。

(石渡代表)

村松委員、ありがとうございました。ほかに情報提供はありますか。

(郡部委員)

お手元に藤沢障がい福祉法人協議会20周年記念誌というのを配らせていただきました。去年2017年に法人協議会が20周年を迎えまして、20年を懐古するだけではなくて、講演とシンポジウム、厚生省の本郷専門官の方に来ていただいて、講演とそして今いらっしゃる高橋委員にもご相談いただきましたシンポジウムが入っております。石渡代表にもご同席いただいた20周年を振り返った座談会も入っておりますので、これからの藤沢の地域福祉を見据えてこれからも活動していこうという、未来志向の中身になっておりますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。以上です。

(石渡代表)

はい。ありがとうございました。ほかにもチラシ等、情報提供していただける委員の方いらっしゃいますか。あと全体を通して何かお気づきのこと、ございましたら、お願いします。

(事務局：吉田)

先ほど冒頭で皆様にご承認いただいた通年テーマですが、ライフステージと

いうところですが、たぶんこのまま動き出すと、わからないとか、イメージがつかない部分もあると思うので、少しだけ補足させていただきます。先ほど各委員の皆様にご承認いただいて、今年度の通年テーマ、ライフステージに応じた課題というお話になりましたが、具体的には先ほど委員からもありましたライフステージの移行期の課題、それからライフステージごとの課題等々出てくると思います。とりあえず次回に向けては、児童期という事で、ただ児童期の中にも乳幼児期から始まって、学齢前、学齢期、学齢期の中でも小・中・高、進路の問題等々があると思うので、少し皆様にご意見をいただくためのフォーマット、様式を事務局で作成させていただいて、各年齢とか時期に応じた課題、例えば、進路のことでこんな事で躓いたとか、乳幼児期、先ほどもお話しがありました障がいかどうかわからないところで困っていたとか、経験を踏まえていただいて、課題を挙げていただければと思います。この中には児童期から成人期への課題というところも盛り込ませていただきますので、そんなフォーマットを事務局で作成させていただいて、皆様にお配りさせていただきます。先ほど、佐藤さんから説明があったように、皆様の選出母体で濃淡が出るのは全く問題がないと思います。例えば就労支援をやっている皆様に児童期の内容は、多少聞き取りができるかもしれませんが、それはできる範囲で構いません。よろしくお願いいいたします。児童期から成人期、成人期から高齢期ですが、成人期の中でもいくつかに分けられると考えていますし、高齢期も単に65歳以上なのかということ、そうじゃないような気もしていますので、少し整理をさせていただいた様式を作成して、皆様には意見集約をしていただいて、次回の協議会までに事務局で回収させていただいて、事務局で少し整理したものを第2回で提示できればと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

(石渡代表)

確認ですが、第2回の前に委員の皆様へその様式を配っていただいて、提出してということによろしいでしょうか。

(事務局：吉田)

はい、6月に入ったらすぐ様式を送付します。

(石渡代表)

そして8月には、そのまとめたものをご報告いただけるってということですね。

(事務局：吉田)

はい。

(石渡代表)

それでは皆さん、委員会以外のところでも宿題が出ますが、よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。通年課題について何か質問ありますでしょうか。

(齊藤副代表)

今年度ライフステージに応じたという事で、全体で取り組むというお話なのですが、重度障がい者部会でも何年もライフステージでやってまいりまして、その経験上ですね必ず壁にぶち当たります。それが何かというと、課題の共有までは部会でできるのですが、それを打開していく方策を作ろうというときに、やっぱりこの福祉の関係だけでは無理ということ。学校のこともありますが、制度上の繋がりができてしまえば具体的なその他についての解決もしやすいのですが、一番問題なのは医療です。医療の関係の方に出ていただくこともあるのですが、それを持ち帰っていただいて、例えば医師会とか、そういうところで何とかしようかというにはなかなかアクションを起こしにくい。その時にやはり、もう一つの問題で医師会、今日木原先生いらっしゃるので失礼なのですが、藤沢医師会の場合は、全体の加入率が7割弱という事は、3割強のドクターは、医師会に入っていないで活動していらっしゃる。そういう方々を取りこぼしたまま市の全体部分の事はできないという事がありますので、市が主体になってアクションを起こすという形をとらないと結構大きな問題になります。福祉と医療を繋ぐ市の中の管理者といいますか、今日は部長がいらっしゃるので、全部見えていると思うのですが、繋ぐという事を、市の中でどういう形で担保していけるのかを、仕組みとして作っていかないと、やはり先に進まないと思いますので、その辺のご検討なり、実際にやって頂いている部分があるのでしたら、現状を教えていただけるとありがたいと思います。課題が出て、共通認識までは、これで今年行くと思うので、そこから先どうするということを進めて行くためには、予めそういうことはしておきたいと思いましたので、お願いします。

(石渡代表)

関連してですけれど、強度行動障がいとか、発達障がいの支援というあたりが出ていて、そういう問題に詳しいドクターの確保みたいなことが、結構言われていて、横浜の療育センターだとトップがお医者さんだったりして、すごくお母さんの声なんかも受け止めてくれるみたいなものがあるのですが、新しい形での医療との連携みたいなのが求められている時という気もするので、今行政で把握していることがあったら教えていただければと思います。他に委員の方、何かありますか。はい、郡部委員お願いします。

(郡部委員)

休み時間に木村委員ともお話ししていたのですが、児童の課題というところで、今の若いお母さん達は組織化されていません。若いお母さん方は、第一線でバリバリと就労されて働いている方も多いです。例えば、今までのお母様方だと、制度が無いところから一緒にネットワークで、制度を作っていく。

サービスを作っていくネットワークがあって、とてもそれは強かったと思うのですが、今はある程度福祉サービスも充実しております、また必要な時にはお母さん方が直接、教育委員会であるとか、学校であるとか、障がい福祉課であるとかに直談判されています。何とかしてほしいという力のあるお母さんたちも沢山いらっしゃいます。また情報もネットで簡単に取れますし、そういう意味では、お母さん方のネットワーク化といいますか、コミュニティがなかなか作りづらいというか、必要性を感じていらっしゃる方が増えていると思っております。ただし、そのお母さんたちが日々課題を全く抱えていらっしゃるかというと、そんなことは無い訳で、放課後支援事業所が今とても多く充実しているだけに、そちらにお子さんを託されて、それでお母様とお子様との関係性というのがしっかり家庭の中で築かなくても、ある程度満たされてしまう関係にあるのかと思っております。そのような形で子供たちが育って、社会に出たときにいろんな問題が出てきてしまうのではないかと、というところがとても実は心配しております。そのようなことも児童期の課題として、協議会で取り上げていくのであれば、そういう若いお母さんたちの課題感とか、どのように抽出していくかというのは、是非とも考えていただきたいと思いません。

(事務局：片山部長)

齊藤副代表からずっとお話しがあった、医療との連携という視点ですけれども、そもそも医療とか福祉、介護の連携、これは地域包括ケアの考え方なので一番基本になるところで、医師会の先生方とずっと我々も議論させていただいています。数年前から、まずは高齢者の分野になりますけど、在宅医療推進会議というものを立ち上げて、関係機関の代表が入っていただく中で先生方ともやり取りを続けているところです。その中でも、医療・福祉・介護の顔の見える関係づくり、それをまずやっという事で、地区別懇談会と言っているのですが、個別のテーマを出し合いながらそこで議論をするような、そんな意見交換をやっています。ただやはり、視点は今の段階では高齢者の在宅医療支援という事が中心になっているのですが、先生方のお話、例えば木原先生のお話を聞いても、医師会でも小児医療であるとか、障がい者の医療についても、同じようにそれはやっっていく必要があるという必要性も重々感じていて、そこまで広げていきたいと医師会の中でも皆さん言っているとお話いただいています。あと最近母子保健という視点で、在宅医療支援会議もやっていますので、少しずつ一步一步、医療との連携については、我々行政としても進めていきたいと思っておりますので、あと医師会に入ってもらえない先生方がいらっしゃるというのは、その課題も含めてという事になりますけれども、認識はしているということでお願いします。

(小野田委員)

意見ということではないのですが、以前この協議会で藤沢市の中で、小児の発達障がいの診断ができるお医者さんが一人もいないというお話が出たと思います。未だにそうだと思うので、できれば小児神経の先生に来ていただいて、診断していただきたいと思います。私は障がいを持ったお子さんに多く接しているのですが、私が見てですけれども明らかに自閉症のような方でも診断を受けていないという方がたくさんいらっしゃいます。いろいろなサービスも知らないし、お母さんたちは当然困っているのですが、是非、そういう意味でお医者さん繋がりですけれども、ドクターを確保していただきたいと思います。3歳児検診で保健所に行ったときに、保健所の方に聞いてちょっと、みなさんはどこへ通院しているのかと聞いたら、茅ヶ崎市の医院と仰って、そのパンフレットまで貰ったのですが、茅ヶ崎まで行くのかと。ちょっとそれはどうなのかなと思ったりもしました。また違う話ですが、太陽の家とか湘南だいちに行っているお子さんたちは、そこの職員さん達がいろいろ制度をよく知っていらっしゃるので、いろんなことを相談できるのですが、一般の保育園とか幼稚園に通っているお母さん達が、どこに何を相談してよいのかわからないと言われて、まず障がい福祉課に電話してみたらと言う事が多いのですが、そうするとそれは保健所と言われて、保健所へ行くとやっぱり障がい福祉課とか、児相だとか言われて、落ち着かないお子さんを連れて右往左往してみたいな事もあったので、一般の保育園とかの困りごとが障がい福祉課、保健所、はたまた児相なのかが分かるように、ネットでいろいろわかる時代になっても、現実的には困っているお母さんがかなり多いのかなと思いましたので、お願いしたいと思います。

(石渡代表)

はい、ありがとうございます。いろいろ子供に関する課題も出てきていますし、今の小野田委員のお話の中でも保育所等への訪問というのは藤沢ではどれくらいやっているのか、みたいな事なども、いろいろと気になってきました。他にという委員の方いらっしゃいますか。

(木村委員)

居室の事業については是非ともなのですが、居室を確保するときに、例えば通所施設の一室で女性の職員さんと女の子の障がい者という時には、やはり防犯の面で気を付けていただきたい。あと事業の周知ですけれども、計画相談事業を利用している方には、モニタリング等の際に、またセルフプランでサービス等利用計画を作成している方には受給者証更新時に、事業説明と登録の呼び掛けを行っていただきたいと思います。また、家庭によって緊急の状況が違いますので、緊急時対応をスムーズにするためにも計画相談支援の利用を進め



て頂きたいと思います。

(石渡代表)

大事なお指摘をいただきまして、ありがとうございました。シートにこんな事を書いたらいいという、とてもいい例を紹介していただけたかと思うのですが、宿題が苦手な私なのですけれども、皆さんよろしくお願ひいたします。他に何かございますか。

(齊藤副代表)

さっきの質問に関連してなんですが、資料1-1を見ていただくと、重度障がい者支援部会で、例えば市の中の課としては保健予防課、子ども健康課と書いてあるけれども、その中ではやはり医療に話しかけても繋がらないという点があったりするのを感じるので、どういうあたりの課が不足しているのか、具体的な何か方策があったら教えていただきたいと思います。

(石渡代表)

事務局、お分かりになりますか。

(事務局：佐藤主査)

重度障がい者支援部会の構成課というか、関連している課が不足しているかという事ですか。

(齊藤副代表)

重度障がい者支援部会に限らず、課題の抽出ができて共有ができるところまではできたとして、そこから先、課題の解決に向かって行くときに、具体的なアクションを起こそうとすると、その時にこれだけではちょっと動けないというのを今まで感じてきたので、重度部会に限らず、総合支援協議会全体として、こういう取組が浸透していただけるといいのかなと思ひまして、いかがですか。

(事務局：佐藤主査)

この下支えの図にもあるように包括ケアシステムとの連携をこれから強化していかなければいけないと思ひています。その中で藤沢型の地域包括ケアシステムは庁内の検討会議、関係課が集まって課題の検討をするという仕組みがございますので、その中で総合支援協議会や部会、関連機関との連携を今後強化して行きたいと思ひております。

(石渡代表)

地域包括ケアが分野を超えて横のつながりと言われることが多いのですが、今度通年テーマでこの人生ずっとこうフォローする縦の繋がりみたいなところが更に明確になるといいと思ひました。他にいらっしゃいますか。

(前田委員)

専門分野で分かれて専門性を高めるという事は、とても良いことだと思ひのですが、親として、利用する側として日々思ふことは、望んでいることは一枚

岩なのですね。一枚岩と言うのは、カウンターの向こうに、医療・福祉・教育の人がいつも居ろという事ではなくて、その一枚岩のところに行けば、医療・福祉・教育に繋がる。確実にそこに行ったときには、課題が見えてきて、確実にというと大袈裟ですが、課題が見えてきて、次何をすればいいのか、親として次どこにアクションすればいいのか分かるというのが一番大切で、郡部委員がおっしゃっていましたが、障がい福祉課に直に行くというのはハードルが高いです。特に子どもが小さいと。一枚岩の看板がどこかにあって、そこに行けば必ず医療の専門家に繋げてもらえる。教育の専門家に繋げてもらえる。福祉の専門家に繋げてもらえる。そんな一枚岩が私の中ではすごく理想なので、そういうものを皆さんはどのように考えるか。これから1年、いろいろな方の意見を聞いていきたいと思っています。

(石渡代表)

それが地域包括ケアという事になってくると思うので、これが看板だけじゃない。名前だけじゃない。現実のものにどうするかというのが、これから問われてくると思いますので、前田委員ありがとうございました。それでは、今日はここまでにさせていただきます。本当に貴重なご意見いろいろありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。

(事務局：安孫子参事)

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、ありがとうございました。次第の右下にも書いてございますが、次回8月21日火曜日、今日と同じく午前9時半からという事で、予定しております。場所は5階の5-1、5-2会議室になりますので、またよろしく願いいたします。今日、お車でお越しの方で、朝日町の駐車場ご利用の方はこの後駐車券の処理をしますので、職員にお渡しください。本日はどうもありがとうございました。